

平成26年(2014年)6月19日
子ども・子育て支援審議会資料
こども部こども育成室保育幼稚園課

子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育施設の利用者負担(保育料)について(案)

1 趣旨

平成27年4月から開始される子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を目指していくこととなります。そのような中、新制度の対象となる教育・保育施設での保育料については、保護者の所得に応じた応能負担とし、国が定める水準を限度として市町村が定めることとされています。そのため、新制度による本市における教育・保育施設での保育料についてのあり方や方針について定めていくものです。

2 新制度による教育・保育施設の保育料の考え方について

- (1) 教育施設(幼稚園)利用者(1号認定)について
 - ア 新制度に参加する私立幼稚園(以下、私立幼稚園)の保育料については、これまで施設ごとに定めていたが、国が定める徴収基準額表を限度として市町村が定めることとされた。
 - イ 公立幼稚園についても、新制度に入ることが基本とされており、使用料から応能負担による保育料へ変更することとする。
 - ウ 公立・私立幼稚園とも、現行の実質負担額(補助金等による負担軽減後の額)の水準を考慮したうえで、共通の保育料を設定する。
 - エ 階層区分を国基準よりさらに細分化し、なだらかな応能負担としたうえで、低所得者に対する配慮や多子減額などを保育所保育料と同様に実施する。
 - オ 公立幼稚園に現在在園し、平成27年4月に進級する児童については、入園後に保育料が2倍以上となる場合もあることから、経過措置を検討する。
- (2) 保育施設(保育所・地域型給付施設)利用者(2号認定、3号認定)について
 - ア 保育所の保育料については、現制度の負担水準を原則として維持し、徴収総額が国の徴収基準額の概ね70%となるよう、保育料を設定する。
 - イ 新制度では、保育の利用について、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に区分されることとなることから、国基準に基づき、保育短時間の保育料は保育標準時間の保育料の約98.3%とする。

3 今後の予定について

- (1) 条例等の整備
 - ア 平成26年9月定例会において、新制度に関連する条例(案)の提案等
 - イ 教育・保育施設の保育料については、規則で定めることとし、条例(案)にあわせて規則(案)を提示する。なお、国の公定価格が仮単価より変更となり、保育料の見直しが必要となった場合には、平成27年3月末までに変更する。
- (2) 市民・施設への周知
 - ア 対象となる施設への説明会を開催(平成26年8月頃)
 - イ ホームページにて本市の徴収基準額表(案)を掲載(平成26年8月上旬)
 - ウ 入園・入所申込書に本市の徴収基準額表(案)を掲載(平成26年9月初旬)

新制度による幼稚園児(1号認定)の保護者負担額のイメージ

1 国の徴収基準額表の考え方

新制度においては、国が示す全国の幼稚園保育料の平均額から就園奨励費補助金により減額となった保育料を基本に、国が徴収基準額表を策定しています。

【現行制度の全国平均保育料による月額負担】

階層区分	推定年収	現行の保育料等		(円)
		公立幼稚園	私立幼稚園	
① 生活保護世帯	—	0	0	0
② 市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	4,900	9,100	9,100
③ 市町村民税所得割77,100円以下	～360万円		16,100	16,100
④ 市町村民税所得割211,200円以下	～680万円	6,600	20,500	20,500
⑤ 市町村民税所得割211,201円以上	680万円～		25,700	25,700



【新制度による月額負担(案)】

階層区分	利用者負担(案) 公立・私立幼稚園	(円)
① 生活保護世帯		0
② 市町村民税所得割非課税世帯		9,100
③ 市町村民税所得割77,100円以下		16,100
④ 市町村民税所得割211,200円以下		20,500
⑤ 市町村民税所得割211,201円以上		25,700

※②～⑤:①を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※ただし、給付単価を限度とする。

※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件と同じ考え方。

※②～⑤:①を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※現行の保育料等:実際の全国の保育料等の平均値から就園奨励費補助金の単価を差し引いたもの。

※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。

※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件の考え方より。

※市町村民税額及び推定年収は、「夫婦・子2人で、夫はフルタイム、妻は専業主婦」に由来する想定。

2 本市の徴収基準額表の考え方

国の徴収基準額表を基本に利用者の負担額を設定し、就園奨励費補助金の補完事業である本市の保護者補助金を市の超過負担分であると考え、その金額を含めた現行負担額から本市の徴収基準額表を策定しています。なお、本市では、保育所保育料と同様に、公立・私立幼稚園を同じ基準額とし、満3・3歳児と4・5歳児を区分しています。

【現行制度の本市平均保育料による月額負担】 (円)

階層区分	推定年収	現行の保育料等	
		公立幼稚園 4・5歳児	私立幼稚園 満3・3歳児 4・5歳児
① 生活保護世帯	—	0	0
② 市民税 非課税世帯	～270万円	0	5,175
③ 市民税所得割 非課税世帯		5,250	5,175
④ 市民税所得割 77,100円以下	～360万円		12,175
⑤ 市民税所得割 211,200円以下	～680万円		16,591
⑥ 市民税所得割 366,900円以下	～1020万円	10,500	21,775
⑦ 市民税所得割 366,901円以上	1020万円～		23,025



【新制度による月額負担(案)】 (円)

階層区分	利用者負担(案)
① 生活保護世帯	0
② 市民税 非課税世帯	3,000
③ 市民税所得割 非課税世帯	5,000
④ 市民税所得割 77,100円以下	12,000
⑤ 市民税所得割 211,200円以下	16,400
⑥ 市民税所得割 366,900円以下	21,600
⑦ 市民税所得割 366,901円以上	23,000

※②～⑦:①を除き、前年度分の市民税の区分が右の区分に該当する世帯。
 ※現行の保育料等:公立幼稚園は、現行の保育料から減免等を実施したもの。私立幼稚園については、本市内の私立幼稚園の保育料等の平均値から就園奨励費補助金等の単価を差し引いたもの。
 ※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。
 ※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件の考え方より。

※①～⑦:現行の階層区分を基本として、市民税額を基に階層区分を設定。
 ※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。
 ※ただし、給付単価を限度とする。
 ※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件と同じ考え方。

新制度による保育所入所児童(2号・3号認定)の保護者負担額のイメージ

1 国の徴収基準額表の考え方

新制度においては、これまでの国の徴収基準額を基本に、(1)階層区分については、前年の所得税額から当該年度の市町村民税額等へ変更、(2)保育標準時間と保育短時間に区分のうえ、保育標準時間は、保育標準時間の約98.3%となる、などが大きな変更点となっています。

【現行制度の保育料による月額負担】 (円)

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		3歳未満児	3歳以上児
① 生活保護世帯	—	0	0
② 非所得課税世帯	～260万円	9,000	6,000
			16,500
③ 市町村民税課税世帯	～330万円	19,500	16,500
			27,000
④ 所得課税世帯	～470万円	30,000	27,000
			41,500
⑤ 所得課税世帯	～640万円	44,500	58,000
			77,000
⑥ 所得課税世帯	～930万円	61,000	101,000
			104,000
⑦ 所得課税世帯	～1130万円	80,000	101,000
			104,000
⑧ 所得課税世帯	1130万円～	104,000	101,000
			101,000

※②～③:①及び④～⑧を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。
 ※④～⑧:①を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯。
 ※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。
 ※太字のゴシックは保育単価限度まで。
 ※推定年収は、「夫婦・子2人で、夫はフルタイム、妻はパートタイム労働」により想定。

【新制度による月額負担(案)】 (円)

階層区分	利用者負担(案)			
	3歳未満児(3号認定)標準時間	短時間	3歳以上児(2号認定)標準時間	短時間
① 生活保護世帯	0	0	0	0
② 市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
				16,300
③ 市町村民税課税世帯	19,500	19,300	16,500	16,300
				26,600
④ 所得割額課税世帯	30,000	29,600	27,000	40,900
				57,100
⑤ 所得割額課税世帯	44,500	43,900	41,500	75,800
				99,400
⑥ 所得課税世帯	61,000	60,100	58,000	75,800
				101,000
⑦ 所得課税世帯	80,000	78,800	77,000	99,400
				101,000
⑧ 所得課税世帯	104,000	102,400	101,000	101,000
				101,000

※②～⑧:①を除き、市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。
 ※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。
 ※太字のゴシックは給付単価限度まで。

2 本市の徴収基準額表の考え方

新制度においては、現行制度を基本に、国の変更に合わせています。

【現行制度の保育料による月額負担】 (円)

階層区分	推定年収	現行の保育料			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
① 生活保護世帯	—	0	0	0	
② 非課税世帯	～260万円	6,800	6,600	6,600	
					均等割課税世帯
					所得割課税世帯
					所得割課税世帯
③ 市民税額	～330万円	8,200	7,600	7,600	
④ 所得税額課税世帯					
⑤ 7,500円未満	～380万円	10,000	9,600	9,600	
⑥ 15,000円未満	～400万円	12,800	12,000	12,000	
⑦ 40,000円未満	～470万円	16,400	15,800	15,400	
⑧ 45,000円未満	～485万円	19,600	18,800	18,000	
⑨ 75,000円未満	～570万円	24,600	23,600	22,400	
⑩ 103,000円未満	～640万円	33,000	31,400	29,000	
⑪ 262,500円未満	～835万円	42,000	35,000	30,200	
⑫ 413,000円未満	～930万円	51,200	37,000	30,200	
⑬ 522,500円未満	～1000万円	59,200	37,000	30,200	
⑭ 734,000円未満	～1130万円	67,200	37,000	30,200	
⑮ 984,000円未満	～1280万円	77,200	37,000	30,200	
⑯ 984,000円以上	1280万円～	87,200	37,000	30,200	

※②～④：①及び⑤～⑯を除き、前年度分の市民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※⑤～⑯：①を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯。

※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。

※太字のゴシックは保育単価限度額。

【新制度による月額負担(案)】 (円)

階層区分	利用者負担(案)						
	3歳未満児(3号認定)		3歳児(2号認定)		4歳以上児(2号認定)		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
① 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
② 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
							市民税額
							所得税額課税世帯
							所得税額課税世帯
③ 均等割課税世帯	6,800	6,700	6,600	6,500	6,600	6,500	
④ 所得割課税世帯	8,200	8,100	7,600	7,500	7,600	7,500	
⑤ 58,000円未満	10,000	9,900	9,600	9,500	9,600	9,500	
⑥ 67,000円未満	12,800	12,600	12,000	11,800	12,000	11,800	
⑦ 97,000円未満	16,400	16,200	15,800	15,600	15,400	15,200	
⑧ 103,000円未満	19,600	19,300	18,800	18,500	18,000	17,700	
⑨ 140,000円未満	24,600	24,200	23,600	23,200	22,400	22,100	
⑩ 169,000円未満	33,000	32,500	31,400	30,900	29,000	28,600	
⑪ 257,000円未満	42,000	41,300	35,000	34,500	30,200	29,700	
⑫ 301,000円未満	51,200	50,400	37,000	36,400	30,200	29,700	
⑬ 335,000円未満	59,200	58,200	37,000	36,400	30,200	29,700	
⑭ 397,000円未満	67,200	66,100	37,000	36,400	30,200	29,700	
⑮ 472,000円未満	77,200	75,900	37,000	36,400	30,200	29,700	
⑯ 472,000円以上	87,200	85,800	37,000	36,400	30,200	29,700	

※②～⑯：①を除き、市民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。

※太字のゴシックは給付単価限度額。

子ども・子育て支援新制度に伴う延長保育のあり方について（案）

1 概要

平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の開始により、「保育標準時間（最長 11 時間）」利用と「保育短時間（最長 8 時間）」利用に区分されます。これに伴い、各々の延長保育時間が異なることから、新制度における本市の延長保育料についてのあり方や方針について定めていくものです。

2 現行の延長保育料について

「吹田市使用料・手数料及び自己負担金に関する基本方針」に基づき、受益と負担の公平性の確保の観点から、サービス提供に要するコストを基礎として、サービスを利用する人と利用しない人の公平を図るため、そのコストの一部を料金化することを基本として、平成 25 年度より延長保育料として徴収を開始しました。

また、保護者の労働時間及び通勤時間やその他家庭の状況等を考慮したうえで、府内他市のいずれにおいても、公立保育所の延長保育料の対象は 11 時間を越える時間を対象としていることから、本市でも開所時間 12 時間のうち、11 時間を越える時間帯を延長保育料の対象としています。

利用時間帯	月額利用	1 回（スポット）利用
午前 7 時～午前 7 時 30 分	2, 600 円／月	200 円／回
午後 6 時 30 分～午後 7 時	2, 600 円／月	200 円／回
午前 7 時～午前 7 時 30 分 午後 6 時 30 分～午後 7 時	5, 200 円／月	400 円／回

◎延長保育料の減免 A階層、B階層については免除としています。

3 新制度における延長保育料について

(1) 「保育標準時間」利用

基本となる保育時間は最長 11 時間であることから、現行の設定と差異はないため、同様の徴収を継続します。

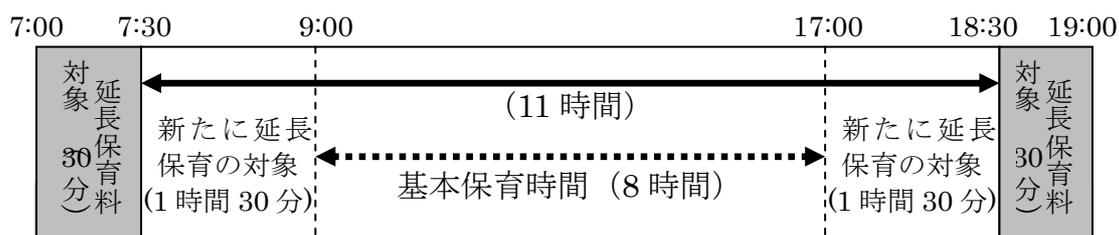
(2) 「保育短時間」利用

ア 延長保育時間

吹田市立保育所条例施行規則第 3 条で、保育時間は午前 9 時から午後 5 時までと規定しているため、この 8 時間を越える時間帯を延長保育とします。

イ 延長保育に係る経費

現行の 11 時間を越える時間帯は引続き延長保育料の対象として徴収します。



(3) 「保育短時間」利用における延長保育料徴収

ア 保育時間の設定

前述したとおり、保育時間を午前 9 時から午後 5 時までとします。

イ 低所得者層への配慮

「保育短時間」利用は、パートタイム就労や求職中の保護者であり、保護者の就労状況等により保育を必要とする 8 時間の時間帯が異なります。そのため、新たに延長保育料を徴収することで「保育標準時間」利用の保育料より高い保育料を徴収することにならないように配慮します。

ウ 事務の効率化

「保育短時間」利用における延長保育は、「保育標準時間」利用の児童を保育中の時間帯であることを考慮しつつ、保育に支障なく時間の確認作業を行える設定とします。

以上のことから、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金に関する基本方針」に基づき、受益と負担の公平性の確保の観点から、「保育短時間」利用の 8 時間を越えて 11 時間以内の延長保育料を新たに徴収します。ただし、「保育標準時間」利用の保育料を上限とします。

延長保育料はサービス提供に要するコストや事務効率を総合的に考慮して、1 回につき 200 円とします。（「保育短時間」と「保育標準時間」の保育料の差は最高 1,483 円のため、最大で、月に 8 回以上の利用で上限となります。）

★「保育短時間」利用における延長保育料

利用時間帯	月額利用	1 回（スポット）利用
午前 7 時～午前 7 時 30 分	2, 600 円／月	200 円／回
午前 7 時 30 分～午前 9 時	「保育標準時間」利用 の保育料との差金／月	200 円／回（注 1）
午後 5 時～午後 6 時 30 分		200 円／回（注 1）
午後 6 時 30 分～午後 7 時	2, 600 円／月	200 円／回
午前 7 時～午前 7 時 30 分 午後 6 時 30 分～午後 7 時	5, 200 円／月	400 円／回

注 1 月あたりの利用において、「保育標準時間」利用の保育料を超えるときは、その保育料の額を上限として徴収します。

注 2 A 階層、B 階層については免除とします。